

## 35—2 五省協定（本文P.79）

昭和42年6月1日

## 宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項

建設事務次官	前田光嘉
大蔵事務次官	谷村裕
文部事務次官	福田繁
厚生事務次官	牛丸義留
自治事務次官	柴田謙

日本住宅公団が行なう大規模な宅地開発若しくは住宅建設又は住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行なう大規模な宅地開発に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備並びにその財源措置について、下記のとおり了解する。

記

## 第1 対象施設

次の施設又は次の施設となることが予定されている施設とする。

## 1 利便施設

- (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校及び幼稚園
- (2) 児童福祉法に規定する保育所

## 2 公共施設

- (1) 道路法に規定する道路
- (2) 都市公園法に規定する都市公園
- (3) 下水道法に規定する下水道
- (4) 河川法に規定する河川
- (5) 水道法に規定する水道

## 第2 施設の建設又は整備

- 1 大規模な宅地開発又は住宅建設の施行に伴い必要となる第1に掲げる施設（以下「施設」という。）の建設又は整備（以下「建設」という。）は、地元の地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）が行なう建前になっているが、現状においては、地方公共団体が適時にこれを行なうことが困難な場合がある。したがって、(イ)日本住宅公団が行なう大規模な宅地開発若しくは住宅建設又は住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行なう大規模な宅地開発（原則として、33ヘクタール（10万坪）以上の宅地開発又は1000戸以上の集団的住宅の建設。（以下「宅地開発等」という。）に伴い施設の建設を行なうことが必要な場合であって、(ロ)地方公共団体の財政状況からみて、当該地方公共

団体が適時にこれを行なうことが困難な事情にあるときには、宅地開発等の施行者は、当該地方公共団体と協議のうえ施設の建設を行なうことができるものとする。

2 1により日本住宅公団が施設の建設を行なう場合においては、公団の予算の範囲内において、公団の資金を使用するものとする。この場合において、公団は、建設計画についてあらかじめ建設大臣の承認を得るものとし、建設大臣は、承認を与えようとするときは、関係各省と協議するものとする。

3 1により住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が施設の建設を行なう場合において、必要があるときは、公庫、予算の範囲内において、当該施設の建設に必要な資金をあわせて貸し付けるものとする。この場合において、公庫は、貸付計画についてあらかじめ建設大臣の承認を得るものとし、建設大臣は、承認を与えようとするときは、関係各省と協議するものとする。

4 宅地開発等の施行者が施設の建設を行なった場合においては、当該施設の建設後、原則として、3年以内に地方公共団体より当該施設の建設に要した費用の支払いを受けるものとする。

ただし、宅地開発等の施行者は、地方公共団体が施設に要した費用の支払いにあたり、一般財源（補助金又は地方債許可額以外の自己財源）による部分について、地方公共団体の財政状況からみて特別の事由があると認められる場合には、当該地方公共団体に対して、その支払い期間を施設の建設後10年以内とすることができるものとする。

第3 地方公共団体が施設の建設に要した費用を宅地開発等の施行者に支払う場合においては、国は、当該地方公共団体に対して、予算の範囲内において、所定の補助金を交付し、又は地方債計画額の範囲内において、地方債許可方針に従い起債を許可するものとする。